

要介護認定を受けられた方の 障害者控除対象者認定

市・府民税、所得税の課税が見込まれる世帯の方で、身体障害者手帳や療育手帳をお持ちの方と同程度の障害がある方、又は要介護1以上の認定を受けた方は、障害者控除対象者認定書の交付を受けることができます。

※要支援1又は2の認定を受けられ、認知症により日常生活に支障のある方は、障害者控除対象者認定を受けることができる場合がありますのでお問い合わせください。

交付申請・問合先 高齢介護課高齢者福祉支援担当(1階③番窓口)
☎939・1169

介護保険料の 納付確認書の送付

介護保険料は社会保険料控除の対象です。令和6年中に納付された介護保険料の納付確認書を送付します。1年を通じて特別徴収(年金天引き)のみの方は、納付額が源泉徴収票に記載された金額と同額になるため送付しません。

納付額は次の書類でも確認できます。

- ・日本年金機構などから送付された「源泉徴収票」
- ・本人控えとしてお持ちの「領収証」

発送時期 1月下旬

問合先 高齢介護課サービス担当(1階③番窓口) ☎939・1164

所得税、市・府民税の申告に 必要な書類の送付

国民健康保険料・後期高齢者 医療保険料の納付額通知

保険料は社会保険料控除の対象です。令和6年中に納付された納付額の通知を送付します。今回から年金特徴(年金天引き)で納付された保険料額は記載されません。公的年金等の源泉徴収票をご覧ください。遺族年金及び障害年金から年金特徴されていて、申告などをする方はご連絡ください。

※国民健康保険で併用徴収(納付書及び口座振替と年金特徴の両方で納付)の方は記載されています。

発送時期 1月下旬

問合先 保険年金課収納担当(1階②番窓口) ☎939・1183

公的年金等の源泉徴収票送付

国民年金や厚生年金保険のうち、老齢を支給事由とする年金(老齢基礎年金・老齢厚生年金・老齢年金・通算老齢年金など)を受けている全ての方に、「令和6年分公的年金等の源泉徴収票」が1月末までに日本年金機構本部から送付されます。

源泉徴収票は、所得税の確定申告などをする際に使用します。

※障害年金や遺族年金などは課税対象ではないため、送付されません。

問合先 天王寺年金事務所
☎06・6772・7531

国税に関するご質問・ご相談について

①電話で相談

国税に関する一般的な質問や相談については、国税相談専用ダイヤル(☎0570-00-5901)をご利用ください。つながらない場合は、所轄の税務署へ電話して、音声案内「1」を選択してください。

②税務署で相談(事前予約制)

確定申告書の作成等、電話での回答が困難な相談については、所轄の税務署において相談を受けています。所轄の税務署へ電話して、音声案内「2」を選択してください。

※1月中の相談は、事前予約をされている方のみ

問合先 富田林税務署 ☎0721・24・3281

おめでとうございます

多年にわたり、民生委員活動を積極的にを行っている団体であって、その功績が顕著である民生委員優良活動団体と認められ、厚生労働大臣表彰を受賞

藤井寺市民生委員児童委員協議会 様

くらしの情報



税

家屋の新築・増築・取り壊し について

令和6年中に新築・増築した家屋は、固定資産税・都市計画税が令和7年度から課税されます。

まだ登記をしていない家屋や、取り壊し登記を行っていない家屋は、必ず税務課まで届け出てください。

問合先 税務課資産税担当(2階②番窓口) ☎939・1062

長期優良住宅の固定資産税 減額

固定資産税の減額措置を受けるためには、窓口まで必要書類を提出してください。詳しくはお問い合わせください。



※長期優良住宅とは、耐震性・バリアフリー性・省エネルギー性などの優れた一定の基準を満たし、大阪府が認定する住宅です。

提出期限 新築した年の翌年1月31日まで

減額措置の適用期間

- ①一般の住宅(②以外) 5年間
- ②3階建以上の中高層耐火住宅など 7年間

問合先 税務課資産税担当(2階②番窓口) ☎939・1062

シルバー人材センター会員

豊富な経験を生かして働いてみませんか。

※植木の剪定作業会員(植木の仕事に興味のある方)を特に募集しています!

入会説明会日時 1月14日(火)・2月12日(水)・3月11日(火)
いずれも13時30分

対象 市内在住の60歳以上の方

定員 各日20人 **申込方法** 電話で

場所、申込・問合先 (公社)藤井寺市シルバー人材センター(パープルホール内) ☎954・6005



消費者教育講演会

ロバート馬場から学ぶ「食べる」は「生きる」

消費者庁食品ロス削減推進アンバサダーで農業活性化支援員の顔も持つお笑いトリオ、ロバートの馬場裕之さんから、食を支える根幹である農業に関する知識、体験を含んだ「食の大切さ」をテーマに講演していただきます。

日時 2月8日(土)14時～15時30分

場所 市民総合会館別館中ホール

定員 200人(先着)

講師 ロバート 馬場 裕之さん

申込方法 1月6日(月)から電話、窓口又はオンライン窓口で。

問合先 協働人權課 広聴・協働担当(1階④番窓口) ☎939・1331



第33回藤井寺市写真展

出展規格 A4サイズからワイド4切サイズまで(1人3点まで)

出展資格 市内在住・在勤・在学の方

申込方法 出展申込書に記入の上、2月14日(金)までに窓口で。

※出展申込書・開催要項は、協働人權課で配付します。

【写真展について】

日時 3月7日(金)～12日(水)

10時～16時

※7日(金)13時～

場所 パープルホール市民ギャラリー

主催 藤井寺市写真愛好会

申込・問合先 協働人權課広聴・協働担当(1階④番窓口) ☎939・1331

大阪府立南大阪高等職業技術専門学校 令和7年4月入校生徒

募集学科 自動車総合技術科、電気主任技術科、情報通信科、Webプログラミング科、化学ビジネス科、空調設備科

対象 18歳以上の方

定員 各30人(化学ビジネス科、空調設備科は20人) ※選考は2・3月に実施。

【見学会】

日時 1月16日(木)、2月14日(金)、26日(水) 各日13時30分～(受付12時45分～)

申込方法 電話又はホームページで。

申込・問合先 大阪府立南大阪高等職業技術専門学校 ☎0725・53・3005



各種情報

市への寄贈

・地域貢献活動のために
絵本「おやすみゴリラくん」 18冊
(大阪いずみ市民生活協同組合)

マイナンバーカード交付・電子証明書の更新手続き臨時窓口

日時 1月26日(日) 9時～12時
※カードの交付及び電子証明書の更新手続きのみを行います。

場所 市役所1階マイナンバー総合窓口

【カード交付に必要なもの】

- ・交付通知書(ハガキ)
- ・通知カード(紛失した方は交付時にお申し出ください)
- ・住民基本台帳カード(お持ちの方のみ。マイナンバーカードと交換)
- ・本人確認書類

※原則、交付申請者ご本人が来庁してください。



◇予約いただくとスムーズにご案内できます。

【電子証明書の更新に必要なもの】

- ・マイナンバーカード
- ・「署名用電子証明書・利用者証明用電子証明書 照会書兼回答書」

◇予約はできません。

問合先 市民課マイナンバー担当 ☎939・1357



産前産後期間の国民健康保険料免除制度

国民健康保険に加入している方の、出産(予定を含む)前後の期間の国民健康保険料を免除する制度です。出産予定日の6か月前から申請が可能です。
対象 妊娠12週(85日)以上の出産(死産・流産・早産及び人工妊娠中絶の場合も含む)

免除期間 単胎の場合は、出産(予定)日の属する月の前月から4か月間、多胎の場合は、3か月前から6か月間

免除額 免除期間の保険料のうち、出産される方の所得割額と均等割額の保険料を年額から減額

申請に必要な書類 ①出産(予定)日が確認できる書類(母子健康手帳など)、②出産される方の保険証など、③手続きされる方の本人確認ができるもの、④個人番号がわかるもの(世帯主・出産される方)、⑤委任状(世帯主以外の方が手続きされる場合)

問合先 保険年金課国民健康保険担当(1階②番窓口) ☎939・1177

国民年金保険料の追納制度

国民年金保険料の免除(全額免除・一部免除)、納付猶予、学生納付特例の承認を受けた場合は、保険料を全額納めた場合に比べ、将来の老齢基礎年金の受取額が少なくなります。

免除などの期間は、10年以内であれば遡って納める(追納する)ことができ、将来受け取る老齢基礎年金を増額することができます。

追納保険料は、免除などの期間の翌年度から数えて3年度目以降になると、当時の保険料額に経過年数に応じた加算額が上乗せされます。
※原則免除などを受けた古い期間の保険料から納付することになります。
※一部免除を受けた期間の納付すべき保険料が未納の場合は、追納できません。

問合先 天王寺年金事務所 ☎06・6772・7531

適切なごみの出し方にご協力を



【燃えるごみ】

無色透明のごみ袋に、生ごみは水をよく切って捨てましょう。



【不燃・粗大ごみ】

誤収集防止のため、必ず1点ごとに「不用品」の張り紙をしてください。

火災の原因！リチウムイオン電池など、小型充電式電池の分別を！

【スプレー缶やカセットコンロ用のボンベ】

必ず中身を使い切り、火気の無い風通しの良い屋外で、穴を開けてから捨てましょう。



【ペットボトル】

水で洗い、ラベルとキャップを外して、ペットボトル回収かごに入れてください。

※回収かごにはペットボトル以外の物を入れないでください。

問合先 環境衛生課清掃庶務担当(6階⑦番窓口) ☎939・1077



保険・年金

第三者行為による傷病届

国民健康保険の加入者が、交通事故など他人(第三者)の行為によりケガなどをしたときは、加害者その治療費を負担するのが原則ですが、やむを得ない場合は国民健康保険を使って治療を受けることもできます。

その場合は、治療を受ける前に「第三者行為による傷病届」を必ず保険年金課の窓口へ提出してください。後日、保険者(藤井寺市)が負担した医療費を加害者に請求します。

提出する前に、加害者から治療費を受け取ったり、示談が成立したりすると、国民健康保険で給付ができなくなる場合もあります。

問合先 保険年金課国民健康保険担当(1階②番窓口) ☎939・1177

償却資産、住宅用地、住宅建替え中の土地の申告

期間 1月31日(金)まで

■償却資産の申告

法人・個人にかかわらず事業主は、令和7年1月1日現在の資産状況を申告してください。

固定資産税は、償却資産にも課税されます。償却資産とは土地・家屋以外で事業に供する資産で、その減価償却費や減価償却額が所得の計算上、損金又は必要経費に算入されるものをいいます。

対象資産の例 構築物(門、塀、看板、アスファルト舗装など)、機械・装置(工作加工機械など)、車両・運搬具(ナンバープレートがないもの)、工具・器具・備品(机、テレビ、パソコンなど)

※eLTAX で電子申告ができます。

■住宅用地等の申告

対象 令和6年中に家屋の新築・増築・滅失・用途変更、土地の分筆・合筆・地目変更などを行った方

■住宅建替え中の土地の申告

一定の要件を満たす場合、申告により土地税額が軽減されます。

対象 令和6年中に居住用住宅を建て替え、令和7年1月1日現在、住宅が完成していない方

問合先 税務課資産税担当(2階②番窓口) ☎939・1062



環境・安全

2025年農林業センサスにご協力ください

2月1日を基準日として、全国一斉に実施するこの調査は、農林業の実態を明らかにし、今後の農林業の政策に役立てるために5年ごとに行われる最も基本的な調査です。

1月中旬から調査員が農林業を営んでいる方を訪問します。記入いただいた内容は、統計以外の目的には使用することはありません。

問合先 総務部総務課(3階②番窓口) ☎939・1036